

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

条 例	ページ
◎高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例	5
◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	10
◎高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	10
◎地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11
◎職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例	11
◎高知県税条例の一部を改正する条例	13
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	19
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	19
◎高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例	20
◎高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	21
◎高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	21
◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	39

## 公布された条例のあらまし

### ◆高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（高知県条例第51号）

#### 1 条例制定の目的

旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料を核として、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与する施設として、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）を高知市に設置することとともに、指定管理者に管理を行わせることとする等博物館の管理に関する事項を定めることとした。

#### 2 主要な内容

- (1) 博物館を高知市に設置すること。（第1条）
- (2) 博物館の管理は、指定管理者に行わせるものとし、その際に公募を行わずに指定管理者の候補者を選定することができること。（第2条）
- (3) 博物館の休館日及び開館時間を定めること。（第3条及び第4条）
- (4) 博物館の利用施設を利用しようとする者等は、指定管理者の許可を受けなければならないこと。（第5条から第7条まで）
- (5) 博物館を利用する者の責務及び利用等の許可に伴う権利の譲渡等の禁止について定めること。（第8条及び第9条）
- (6) 指定管理者は、利用等の許可を受けた者が指定管理者の指示に従わないとき等は、利用等の許可の取消し等ができること。（第10条）
- (7) 博物館の利用料金の納付、收受、承認、減免及び還付について定めること。（第11条から第15条まで）
- (8) 指定管理者が博物館の管理を行うことができない場合における博物館の観覧料及び使用料の納付、減免及び還付について定めること。（第16条）
- (9) 旅行者等が取り扱う観覧に係る利用料金又は観覧料について定めること。（第17条）
- (10) 博物館を利用する者及び指定管理者の損害賠償義務について定めること。（第18条）
- (11) 指定管理者は、博物館の利用施設の利用等の許可等、利用等の許可の取消し等その他の利用等の許可に関する業務、博物館の利用料金の收受、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務並びに博物館の設置の目的を達成するため事業の企画及び運営に関する業務を行うこと。（第19条第1号、第2号及び第4号）
- (12) 指定管理者は、博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務等を行うこと。（第19条第3号及び第5号）
- (13) 指定管理者の指定の申請、指定の手続及び変更の届出並びに事業報告書の作成及び提出について定めること。（第20条から第22条まで）
- (14) 知事は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとともに、その指示に従わないとき等は、指定の取消し等ができること。（第23条及び第24条）
- (15) 知事は、指定管理者の指定をしたとき等は、その旨を告示するものとする。（第25条）
- (16) 指定管理者の原状回復義務及び秘密保持義務について定めること。（第26条及び

## 第27条)

(17) 指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、利用等の許可等並びに利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても行うことができること。

(附則第2項)

## 3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2の(17)は公布の日から、2の(2)、(10)及び(12)から(16)までは平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例(高知県条例第52号)

## 1 条例改正の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定の趣旨を踏まえ、実施機関が保有することとなる特定個人情報について、適正な取扱いが確保され、並びに収集、利用及び提供の制限、開示、訂正並びに是正を実施するための措置を講ずるよう必要な改正をすることとした。

## 2 主要な内容

- (1) 条例における特定個人情報を定義すること。(第2条)
  - (2) 実施機関は、番号法の規定に該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならないこと。(第8条)
  - (3) 実施機関は、個人の生命等の保護のために必要がある場合で、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならないこと。(第9条)
  - (4) 実施機関は、番号法の規定に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないこと。(第10条及び第11条)
  - (5) 特定個人情報の開示、訂正又は是正の請求は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のほか、本人の委任による代理人もできること。(第15条、第25条及び第29条第2項)
  - (6) 特定個人情報の開示をする場合において、経済的困難その他特別な理由があると認められるときは、公文書の写し等の交付に要する費用の額を減額し、又は免除することができること。(第24条)
  - (7) 実施機関は、個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、書面により通知するものとする。(第27条)
  - (8) 特定個人情報の是正の請求は、番号法の規定に違反する場合においてもできること。(第29条第1項)
  - (9) 特定個人情報については、個人情報の開示、訂正又は是正の請求に係る他の法令等との調整規定を適用除外とすること。(第34条)
  - (10) 特定個人情報のうち情報提供等記録について、利用の制限、開示又は訂正の請求に係る事案の移送の制限、訂正を実施した場合の提供先及び是正の請求の制限について規定すること。(第2条関係)
- 3 施行期日  
この条例は、平成27年10月5日から施行することとした。ただし、2の(3)、(5)、(6)、(8)及び(9)は平成28年1月1日から、2の(10)は規則で定める日から施行することとした。

## ◆高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(高

## 知県条例第53号)

## 1 条例改正の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)の施行による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成27年10月5日から施行することとした。

## ◆地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第54号)

## 1 条例改正の目的

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の一部改正により鳥獣保護員が鳥獣保護管理員とされたこと等に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により報酬を支給し、及び費用の弁償をする非常勤職員について必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成27年5月29日から適用することとした。

## ◆職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第55号)

## 1 条例改正の目的

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の施行による地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の一部改正等に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、平成27年10月1日から施行することとした。

## ◆高知県税条例の一部を改正する条例(高知県条例第56号)

## 1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)等の一部改正等に伴い、県民税、事業税、地方消費税、県たばこ税及び狩猟税について必要な改正を行うこととした。

## 2 主要な内容

## (1) 県民税

ア 個人の県民税の所得割の課税標準の算定方法について、所得税法(昭和40年法律第33号)第60条の2から第60条の4までの規定による計算の例によらないものとする。(第36条)

イ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る個人の県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がいないときは、その支払をする者とする。(第51条の11)

ウ 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予について、県税の滞納があることにより徴収を猶予しないこととする場合の当該県税から当該申立てに係る所得割額及び付加価値割額を除外すること。(第49条の2及び第49条の3)

## (2) 事業税

ア 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)が1億円超の普通法人の

事業税の税率について、次のとおりとすること。（第58条）

付加価値割	資本割	所得割	
100分の0.96 （現行 100分の0.72）	100分の0.4 （現行 100分の0.3）	所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5 （現行 100分の3.1）
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7 （現行 100分の4.6）
		所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8 （現行 100分の6）

イ アに伴い、資本金が1億円超の普通法人のうち平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から零までの間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。（高知県税条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第56号。以下「一部改正条例」という。）附則第8項から第11項まで）

ウ 平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る資本金が1億円超の普通法人の事業税の所得割について、税率を次のとおりとすること。（付則第13条の2）

所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.9（現行 100分の1.6）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の1.4（現行 100分の2.3）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1.9（現行 100分の3.1）

エ 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予について、県税の滞納があることにより徴収を猶予しないこととする場合の当該県税から当該申立てに係る法人税割額を除外すること。（第62条の2及び第62条の3）

オ 内部取引に係る課税の特例について、当該特例による更正決定を受けた事業を行う個人が、租税条約に基づく申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る事業税の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴収することとする。また、徴収の猶予をした事業税に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとする。（第69条）

### （3） 地方消費税

譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者が納税義務を課する等所要の措置を講ずること。（第70条の2）

### （4） 県たばこ税

ア 紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率の特例を廃止した上、次に掲げる期間における紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率については、それぞれ次のとおりとすること。（一部改正条例附則第16項）

（ア）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

（イ）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

（ウ）平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

イ 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。（一部改正条例附則第17項から第27項まで）

### （5） 狩猟税

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずること。（付則第28条の2及び一部改正条例附則第28項）

### （6） その他所要の規定の整備を行うこと。

### 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(5)は、平成27年5月29日から適用することとした。ただし、2の(3)は同年10月1日から、2の(1)のア及びイは平成28年1月1日から、2の(1)のウ、(2)のアからエまで及び(4)は同年4月1日から、2の(2)のオは平成30年1月1日から施行することとした。

### ◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第57号）

#### 1 条例改正の目的

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第39号）の施行により過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとした。

#### 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成27年4月1日から適用することとした。

### ◆半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第58号）

#### 1 条例改正の目的

半島振興法（昭和60年法律第63号）が一部改正され、併せて山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第39号）の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件について、新增設をする製造事業用設備等に新たな設備を追加することとともに、当該製造事業用設備等が認定を受けた産業振興促進計画に定められた事業の用に供される場合に限ることとする等必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成27年4月1日から適用することとした。

## ◆高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例（高知県条例第59号）

## 1 条例改正の目的

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されたことを考慮し、その設置者又は管理者が要配慮者の安全性の確保等及び防災教育の推進に努めなければならない施設として同法に基づき家庭的保育事業等を行う事業所等を追加することとする等必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第60号）

## 1 条例改正の目的

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第211号）の施行による介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）の一部改正に伴い、同令の引用規定の整理をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第61号）

## 1 条例改正の目的

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正を考慮し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用している条項の整備をする等必要な改正をすることとした。

## 2 主要な内容

(1) 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定については、従前どおりとすることとし、必要な規定の整備を行うこと。（第6条から第49条まで）

(2) 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定については、指定介護予防訪問介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用しないこととし、必要な規定を追加することとする。（第50条から第65条まで）

(3) 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に

係る規定については、指定介護予防訪問介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用しないこととするともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用することとする。（第66条から第80条まで、第81条から第89条まで及び第90条から第98条まで）

(4) 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定については、従前どおりとすることとし、併せて指定介護予防訪問介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用する箇所については、指定介護予防訪問入浴介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用することとする。（第99条から第119条まで）

(5) 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定については、指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用しないこととし、必要な規定を追加するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用することとする。（第120条から第131条まで）

(6) 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定については、指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用しないこととするともに、指定介護予防訪問入浴介護及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用することとする。（第132条から第175条まで、第176条から第206条まで、第207条から第241条まで、第242条から第258条まで及び第259条から第270条まで）

(7) その他所要の規定の整備を行うこと。

(8) 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号）について、高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例と関連する規定等の整備を行うこと。（附則第6項）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第62号）

## 1 条例改正の目的

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）の施行により児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）が一部改正されたことを考慮し、保育所の職員配置の基準における保育士の数の算定に係る経過措置について必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

-----  
 条 例  
 -----

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。  
 平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第51号**

**高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例**

(設置)

**第1条** 旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料を核として、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等（以下「資料等」という。）を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与するため、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）を高知市に設置する。

(指定管理者による管理等)

**第2条** 博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、博物館の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第20条各号に掲げる書類の提出を求め、第21条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

(休館日)

**第3条** 博物館の休館日は、12月27日から翌年の1月1日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要であると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

**第4条** 博物館の開館時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後6時まで、日曜日は午前8時から午後6時までとする。ただし、博物館のホール、実習室及び和室にあつては、午前9時から午後10時までとする。

2 知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要であると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要であると認めたときは、事前に知事に届け出ることにより第1項に規定する開館時間を延長することができる。

(施設の利用の許可等)

**第5条** 博物館のホールその他の施設（その附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条並びに次条から第8条まで及び第10条にお

いて同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 利用の目的が博物館の設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第10条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 博物館の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 博物館の特別展示室その他の展示区画については、指定管理者が特に必要があると認める場合に限り利用を許可するものとする。

4 指定管理者は、第1項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(写真等の撮影等の許可等)

**第6条** 博物館において業として写真若しくは映画を撮影しようとする者又は博物館（屋外に限る。）において博物館の設置の目的に関連する催物を行おうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(資料等の撮影等の許可等)

**第7条** 学術研究その他の目的のため博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、博物館の資料等は、指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、博物館以外の場所で利用することができない。

3 指定管理者は、第1項の許可に博物館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用する者の責務)

**第8条** 博物館を利用する者は、博物館の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

**第9条** 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、利用等を停止させ、又は第5条第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が第5条第4項、第6条第2項又は第7条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、博物館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じて、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

**第11条** 博物館が展示する資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は利用者（営利以外の目的で第7条第1項の許可を受けた者を除く。次条及び第16条第1項において同じ。）は、第13条の規定により定められた博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）（1件の許可に係る利用料金の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を指定管理者に納付しなければならない。ただし、観覧者が、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の県民その他規則で定める者である場合は、この限りでない。

(利用料金の收受)

**第12条** 指定管理者は、観覧者又は利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

**第13条** 利用料金の額は、別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあつては、当該額に1円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり（20人以上の団体である場合を含む。）の利用料金の額については、その都度指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(利用料金の減免)

**第14条** 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

**第15条** 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料及び使用料)

**第16条** 博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第11条本文の規定にかかわらず、観覧者は観覧料を、利用者は使用料（1件の許可に係る使用料の額が100円

未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を県に納付しなければならない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において規則で定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり（20人以上の団体である場合を含む。）の観覧料の額については、知事がその都度定めるものとする。

3 使用料の額は、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあつては、当該額に1円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、別表第2の1の表備考4及び同表の2の表備考3並びに別表第3の1の表備考4の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

4 観覧料及び使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「観覧料及び使用料」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要がある」と、前条中「指定管理者が既に収入として收受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由がある」と読み替えるものとする。（旅行業者等の取扱いによる観覧）

**第17条** 第11条本文及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、当該各号に掲げる者が、第13条の規定により定められた（第14条の規定に基づき減額したときを含む。）利用料金（団体の場合にあつては、その合計額）の9割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付し、又は前条第2項の規定により定められた（同条第4項において読み替えて準用する第14条の規定に基づき減額したときを含む。）観覧料（団体の場合にあつては、その合計額）の9割に相当する金額を観覧料として県に納付しなければならない。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者

(2) 知事が別に定める者

(損害賠償義務)

**第18条** 博物館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により博物館の資料等、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

**第19条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条に規定する施設の利用の許可等、第6条に規定する写真等の撮影等の許可等、第7条に規定する資料等の撮影等の許可等、第10条に規定する許可の取消し等そ

の他の施設の利用、写真等の撮影等又は資料等の撮影等の許可に関する業務  
 (2) 第12条に規定する利用料金の收受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務  
 (3) 博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務  
 (4) 博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務  
 (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために知事が必要であると認める業務  
 (指定管理者の指定の申請)

**第20条** 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。  
 (1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書  
 (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類  
 (指定管理者の指定等)

**第21条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。  
 (1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による博物館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。  
 (2) 事業計画書の内容が博物館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。  
 (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。  
 (4) 事業計画書による業務の実施により、博物館の設置の目的を達成することができるものであること。  
 (5) 博物館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。  
 2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。  
 3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。  
 (事業報告書の作成及び提出)

**第22条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第24条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。  
 (1) 業務の実施状況並びに観覧者及び利用者の利用等の状況  
 (2) 利用料金の徴収の実績  
 (3) 業務に係る経費等の収支状況  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による博物館の管理の実態を把握するために知事が必要であると認めるもの  
 (業務報告の聴取等)

**第23条** 知事は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。  
 (指定の取消し等)

**第24条** 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者

による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、県は、賠償責任を負わない。  
 (指定等の告示)

**第25条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。  
 (1) 第21条第2項の規定による指定をしたとき。  
 (2) 第21条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。  
 (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。  
 (原状回復義務)

**第26条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった博物館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。  
 (秘密保持義務)

**第27条** 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。  
 (委任)

**第28条** この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**  
 (施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条、第18条、第19条（第3号及び第5号に係る部分に限る。）及び第20条から第27条までの規定は平成28年4月1日から施行する。  
 (準備行為)

2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第5条から第7条までの規定による利用等の許可等並びに第13条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第20条及び第21条並びに第3条ただし書、第4条第2項及び第3項並びに第25条（第3号に係る部分を除く。）、第5条から第7条まで及び第10条並びに第13条、第14条及び第15条ただし書の規定の例により行うことができる。  
 (高知県収入証紙条例の一部改正)

3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
 別表中

87 高知県立林業学校の研修料	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第4号）第4条
-----------------	---

を

87 高知県立林業学校の研修料	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第4号）第4条
88 高知県立高知城歴史博物館の観覧料及び使用料	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号）第16条第1項

に改める。

別表第1（第13条、第16条関係）

区分	基準額		
	1人1回につき		1人年額
	常設展	常設展	企画展
18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	460円	1,820円	

備考 20人以上の団体である場合の常設展に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する常設展に係る1人1回当たりの基準額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

別表第2（第13条、第16条関係）

1 ホール等に係る基準額

区分	基準額			
	基本利用料金			時間外利用料金（1時間につき）
	午前	午後	夜間	
ホール	5,790円	9,650円	9,650円	1,930円
実習室	3,690円	6,150円	6,150円	1,230円
和室	4,350円	7,250円	7,250円	1,450円

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。
- 2 この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 3 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 4 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。

2 特別展示室に係る基準額

--



区分	基準額	
	基本利用料金（午前9時から午後6時まで）	時間外利用料金（1時間につき）
特別展示室	30,840円	3,420円

- 備考 1 この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。
- 3 附属設備に係る基準額

規則で定める額

**別表第3（第13条、第16条関係）**

- 1 展示区画（特別展示室を除く。）に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額	
		基本利用料金（午前9時から午後6時まで）	時間外利用料金（1時間につき）
展示区画（特別展示室を除く。）	許可面積1平方メートル	140円	16円

- 備考 1 この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の計算単位当たりの基準額を含むものとする。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 4 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むもの

とする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

- 2 業として行う写真の撮影等に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき1,720円
博物館の設置の目的に関連する催物の開催	許可面積1平方メートル	1日につき20円
資料等の撮影、複写、模写、模造等（営利を目的とするものに限る。）	1点	4,910円

- 備考 1 写真の撮影若しくは催物の開催の期間が1日未満であるとき又は写真の撮影若しくは催物の開催の期間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1日として計算する。
- 2 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第52号

### 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例

**第1条** 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「認められるもの」を「認められるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」に改め、同号ただし書並びにア及びイを削り、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「第22条第2項及び第46条において同じ」を「以下同じ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

第8条第1項中「個人情報を」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条並びに次条第1項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。）を」に改め、同条に次の1項を加える。

5 特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を除く。第10条第3項において同じ。）の収集については、番号法第20条の規定を準用する。

第9条に次の1項を加える。

2 実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。

第10条に次の1項を加える。

3 特定個人情報の提供については、番号法第19条の規定を準用する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特定個人情報については、番号法第19条各号（前条第3項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合でなければならない。

第14条第2項中「受けたもの」を「受けたもの（そのものから委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けたものを含む。）」に改め、同条第3項中「事務」を「個人情報取扱事務」に改める。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をすることができる。

第16条第1項第2号中「照合することにより、」を「照合することができ、それにより」に改め、同項第3号中「法定代理人」を「法定代理人又は本人の委任による代理人」に改める。

第17条中「次条及び第30条において」を「以下」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 特定個人情報の開示をする場合において、経済的困難その他特別な理由があると認められるときは、前項本文の規定による当該写し等の交付に要する費用の額を減額し、又は免除することができる。

第27条第2項中「以下この条及び次条第1項において」を「以下」に改め、同条第4項中「次条第3項において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

6 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第29条第1項中「又は」を「若しくは」に、「取り扱っていると」を「取り扱い、番号法第19条の規定に違反して提供し、番号法第20条の規定に違反して収集し、若しくは保管し、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録していると」に改める。

第32条第1項第1号中「第8条」を「第8条又は番号法第20条若しくは第28条」に改め、同項第3号中「又は第11条」を「若しくは第11条又は番号法第19条」に改め、同項第4号中「第11条」を「第11条並びに番号法第19条、第20条及び第28条」に改める。

第34条第5項に次のただし書を加える。

ただし、特定個人情報については、この限りでない。

第44条第2号中「事務」を「個人情報取扱事務」に改める。

第45条中「前条に規定する」を「前条各号のいずれかに該当する」に改める。

第48条第1項中「以下この項」を「第1号」に改める。

**第2条** 高知県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「を当該実施機関内」を「（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報（以下「情報提供等記録」という。）を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関内」に改め、同条に次の1項を加える。

3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

第21条第1項中「個人情報」を「個人情報（情報提供等記録を除く。第3項並びに第28条第1項及び第29条において同じ。）」に改める。

第27条第6項中「提供先」を「提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。））」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中高知県個人情報保護条例第9条に1項を加える改正規定、同条例第15条第2項にただし書を加える改正規定、同条例第16条第1項第3号の改正規定、同条例第24条に1項を加える改正規定、同条例第29条第1項及び第32条第1項の改正規定並びに同条例第34条第5項にただし書を加える改正規定 平成28年1月1日

（2） 第2条の規定 規則で定める日

高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第53号

高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(高知県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「この条例」を「この条例の規定」に改め、同条第2項中「に規定する」を「に定める」に改め、同条第3項中「前2項に規定する」を「前2項に定める」に、「第30条の9第2項に規定する」を「の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する」に改め、同条第6項ただし書中「ただし、」を「ただし、委員が欠けた場合における」に改める。

(高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 高知県住民基本台帳法施行条例(平成14年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の8第1項第2号の」を「第30条の15第1項第2号の都道府県知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいい、個人番号(法第7条第8号の2に規定する個人番号をいう。))を除く。次条において同じ。)を利用することができる」に改める。

第3条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条第1項中「第30条の8第2項の」を「第30条の15第2項の都道府県知事保存本人確認情報を提供する」に改め、同条第2項中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第4条中「第30条の9第1項に規定する」を「第30条の40第1項に規定する法第30条の6第1項の規定による通知に係る」に改める。

第5条を削る。

第3条 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第2条中「個人番号(法第7条第8号の2)」を「住民票コード(法第7条第13号)」に、「個人番号を」を「住民票コードを」に改める。

第3条第1項中「第30条の15第2項」を「第30条の15第2項第2号」に改め、同条第2項中「規定による」を「規定による同項第2号に掲げる場合の」に改める。

第4条 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(経過措置)

2 当分の間、第2条の規定の適用については、同条中「都道府県知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいい、住民票コード(法第7条第13号に規定する住民票コードをいう。))を除く。」とあるのは、「都道府県知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び第2条の規定は平成27年10月5日から、第3条及び次項の規定

は平成28年1月1日から、第4条の規定は規則で定める日から施行する。  
(経過措置)

2 平成28年1月1日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)附則第4号に掲げる規定の施行の日までの間における第3条の規定による改正後の高知県住民基本台帳法施行条例の規定の適用については、同条例第2条中「都道府県知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいい、住民票コード(法第7条第13号に規定する住民票コードをいう。))を除く。」とあるのは、「都道府県知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）」とする。

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第54号

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、

母子・父子自立支援員
家庭相談員

を

母子・父子自立支援員
------------

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成27年5月29日から適用する。

(鳥獣保護管理員の報酬及び旅費の内払)

2 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された鳥獣保護員の報酬及び旅費は、新条例の規定による鳥獣保護管理員の報酬及び旅費の内払とみなす。

職員の新任用に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第55号**

**職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例**

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の再任用に関する条例(平成12年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、同条第2項」を「並びに同条第2項」に改める。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改める。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改め、「この条例」を削る。

(職員の手当に関する条例の一部改正)

**第2条** 職員の手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

**第3条** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年高知県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に及び、」を「に及び、それぞれ」に改め、同条第3項中「公務災害補償等認定委員会」を「次条第1項の規定により置かれる公務災害補償等認定委員会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第4条第1項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項中「5人以内をもって」を「5人以内で」に改め、同条第3項中「委嘱又は任命する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、同条第4項ただし書中「ただし、」を「ただし、委員が欠けた場合における」に改め、同条第6項中「互選によりこれを」を「互選によって」に改め、同条第7項中「、又は」を「又は」に、「その職務を行なう」を「、その職務を行う」に改める。

第5条中「定める者」を「掲げる者」に、「に及び、」を「に及び、それぞれ」に改め、同条第3号中「別に」を削る。

第12条第1項ただし書中「第3項」を「第3項第1号」に改め、同条第3項第1号中「で定める」を「に規定する」に改める。

第13条第1項第5号及び第6号中「で定める」を「に規定する」に改める。

第14条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「すでに」を「既に」に改め、同条第3項中「前項各号の」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第4項中「の場合」を「に掲げる場合」に、「すでに」を「既に」に改める。

第18条第2項中「3人をもって」を「3人で」に改め、同条第3項中「委嘱又は任命する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、同条第4項ただし書中「ただし、」を「ただし、委員が欠けた場合における」に改め、同条第6項中「互選によりこれを」を「互選によって」に改め、同条第7項中「、又は」を「又は」に、「その職務を行なう」を「、その職務を行う」に改める。

第19条第2項中「すみやかにこれを」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に改める。

第22条の2第1項中「こえない」を「超えない」に改める。

付則第5条第1項の表中「障害厚生年金(以下この条において単に)を「障害厚生年金(以下この条において)に、「以下この条において単に」を「以下この条において」に改め、「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下この条において単に「障害共済年金」という。)又は」及び「障害共済年金又は」を削り、「(以下この項において単に)を「(以下この項において)に、「以下この項において単に」を「以下この項において」に改め、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表中

障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

とあるのは

障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金(以下この条において「公務員障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

と、

障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される	0.83
--------------------------------------	------

場合を除く。)	
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

とあるのは

障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について公務員障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

と、「遺族厚生年金が支給される場合」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合」と、同条第2項の表中「障害厚生年金が支給される場合」とあるのは「公務員障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合」とする。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第56号

##### 高知県税条例の一部を改正する条例

**第1条** 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の2第1項中「の行った」を「が行った課税資産の譲渡等（）」に、「（同法その他の）」を「のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の）」に、「を除く。）については、当該事業者を「以外のものをいう。）については、当該事業者」に改める。

第147条第2項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項の新規登録」に改め、同条第3項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項の新規登録」に、「県の」を「県が」に、「規則に」を「規則で」に、「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改め、同条第4項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第5項中「規則に」を「規則で」に改める。

第148条第1項中「第7条、第12条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。次項において同じ。）又は第13条の規定による登録」を「第7条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の新規登録、変更登録（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。次項において同じ。）又は移転登録」に改め、同項第2号中「、又は」を「又は」に改め、同項第4号中「解

体（整備又は改造のため解体した場合を除く。）し」を「解体し（整備又は改造のため解体した場合を除く。）」に改め、同項第5号及び第6号中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「第7条、第12条又は第13条の規定による登録」を「第7条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の新規登録、変更登録又は移転登録」に改め、同条第3項中「同項又は前項」を「前2項」に、「生じた場合に」を「生じた場合について」に改め、同条第4項中「当該請求の」を「当該請求が」に改め、同項第3号中「その他知事が必要と」を「前2号に掲げる事項のほか、知事が必要であると」に改める。

第154条第4項中「規定によって」を「規定に基づき」に、「第7条の規定による登録」を「第7条第1項の新規登録」に改め、同条第5項及び第6項中「規定によって」を「規定に基づき」に改める。

付則第28条の2中「。次条」を「。次項」に、「（次条において）」を「（以下）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第202条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

付則第28条の3第1項中「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同条第2項中「（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいい、鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者」を「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者」に改め、「鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する」を削り、「鳥獣保護管理法第9条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者」を「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者」に改める。

**第2条** 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第36条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第39条中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第40条の5第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条の11中「場合にあっては、その支払を取り扱う者」を「場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者」に改める。

第51条の13第1項中「更正する」を「更正するものとする」に改め、同条第2項中「特別徴収義務者が」を「特別徴収義務者が前条の」に、「決定する」を「決定するも

のとする」に改め、同条第3項中「規定によって」を「規定により」に、「更正する」を「更正するものとする」に改める。

付則第7条第1項中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配（同条第1項に規定する金銭の分配をいう。以下この項において同じ。）又は証券投資信託」に改め、同項第1号中「又は」を「、金銭の分配又は」に改める。

**第3条** 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 事業税 納税義務者（事業を行う個人、法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）をいう。）の主たる事務所又は事業所の所在地

第32条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第23条第1項第18号」に改める。

第47条第3項中「場合を除く」を「場合を除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く）」に改める。

第49条の2第1項中「準用する場合を含む」を「読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ」に改め、同項ただし書中「当該法人税割額」を「当該法人税割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第62条第1項若しくは第2項若しくは第63条の2第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円以下」を「100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内」に改め、同条第3項中「該当するときは」を「該当する場合には」に改める。

第49条の3第1項中「準用する場合を含む」を「読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ」に改め、同項ただし書中「当該法人税割額」を「当該法人税割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第62条第1項若しくは第2項若しくは第63条の2第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円以下」を「100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内」に改め、同条第3項中「該当するときは」を「該当する場合には」に改める。

第58条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第59条の2第9項及び第62条第3項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第62条の2第1項中「以下この節」を「以下この項及び次条第1項」に、「準用する場合を含む」を「読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「規定によって」を「規定により」に改め、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若し

くは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて法第53条第23項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が第49条第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円以下」を「100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内」に改め、同条第3項中「該当するときは」を「該当する場合には」に改める。

第62条の3第1項中「準用する場合を含む」を「読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「規定によって」を「規定により」に改め、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第53条第23項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が第49条第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円以下」を「100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内」に改め、同条第3項中「該当するときは」を「該当する場合には」に改める。

第63条の2第3項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第69条を次のように改める。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予）

**第69条** 事業を行う個人が租税条約（所得税法第162条第1項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき当該個人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第40条の3の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）の申入れがあった場合には、知事は、当該申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第12項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の計算の基礎となった所得に基づいて課された事業税額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（法第72条の66第1項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となった所得に基づいて事業税を課した日（当該合意がない場合その他の政令第35条の4の2第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第4項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該事業税額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に基づく徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令第35条の4の2第2項に定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 徴収の猶予を受けた者が法第72条の57の2第4項各号のいずれかに該当する場合には、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

4 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定に基づく取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

5 徴収の猶予に関する申請の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

第90条第3項中「当該小売販売業者から施行規則第8条に規定する」を「法第74条の2第3項に規定する総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した」に改め、同条第4項中「卸売販売業者等は」を「卸売販売業者等は、法第74条の2第4項に規定する総務省令で定めるところにより」に、「施行規則第8条の2に規定する」を「当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する」に改める。

第90条の2第4項ただし書中「前条第1項」を「同条第1項」に改める。

第90条の3第2項中「当該右欄」を「同表の右欄」に改める。

第91条第1項第2号中「施行規則第8条の3で」を「政令第39条の10に」に改め、同条第2項中「に施行規則第8条の4に規定する」を「に対し、法第74条の6第2項に規定する総務省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる」に改める。

第92条ただし書中「規定によって」を「規定により」に改める。

第92条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「毎月末日」を「法第74条の10第1項に規定する総務省令で定める様式によって、毎月末日」に改め、「施行規則第16号様式の」及び「施行規則第16号の4様式の」を削り、「当該申告書には」を「当該申告書には、法第74条の10第1項に規定する総務省令で定めるところにより」に改め、「施行規則第16号の5様式の」及び「施行規則第16号の2様式の」を削り、同条第2項中「場合においても」を「場合においても、法第74条の10第2項に規定する総務省令で定めるところにより」に改め、同条第3項中「規定によって」を「規定により」に、「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に、「施行規則第16号の3様式」を「同条第1項及び第2項に規定する総務省令で定める様式」に改め、同条第4項中「当該還付」を「法第74条の10第5項に規定する総務省令で定めるところにより、当該還付」に改め、「施行規則第16号の7様式の」を削り、「当該申告書には」を「当該申告書には、同項に規定する総務省令で定めるところにより」に改め、「施行規則第16号の5様式の」を削り、同条第5項中「施行規則第16号様式又は第16号の3様式」を「同項に規定する総務省令で定める様式」に改める。

第92条の3の見出し中「申請」を「申請手續」に改め、同条中「提出するとともに」を「提出するとともに、政令第39条の12に定めるところにより」に改める。

第93条第2項中「、又は同項」を「又は同項」に、「第92条の2第1項から第3項まで又は第4項」を「第92条の2第1項から第4項まで」に改める。

第93条の2第1項中「その旨を施行規則第16号の8様式により」を「法第74条の16第1項に規定する総務省令で定めるところにより、その旨を」に改め、同条第2項中「遅滞なく、その旨を施行規則第16号の8様式により」を「法第74条の16第2項に規定する総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を」に改める。

第93条の3第3項中「、又は」を「又は」に改める。

第93条の4第1項中「規定によって」を「規定により」に、「交付する」を「交付するものとする」に改め、同条第2項中「納期は、」を「納期は、同項の」に改める。

第93条の5第1項中「更正する」を「更正するものとする」に改め、同条第2項中「決定する」を「決定するものとする」に改め、同条第3項中「規定によって」を「規定により」に、「更正する」を「更正するものとする」に改める。

付則第13条の2中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」と、「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

付則第21条の2を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中高知県税条例第70条の2第1項の改正規定及び附則第14項 平成27年10月1日

(2) 第2条の規定並びに附則第3項及び第4項 平成28年1月1日

(3) 第3条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに附則第5項から第12項まで及び第15項から第27項まで 平成28年4月1日

(4) 第3条中高知県税条例第69条の改正規定及び附則第13項 平成30年1月1日

2 第1条（前項第1号に掲げる規定を除く。）の規定による改正後の高知県税条例（附則第28項において「新条例」という。）付則第28条の2第2項の規定は、平成27年5月29日から適用する。

(個人の県民税に関する経過措置)

3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の高知県税条例（次項において「28年1月新条例」という。）第36条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 28年1月新条例第51条の11の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

5 次項に定めるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の高知県税条例（以下「28年4月新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

6 28年4月新条例第49条の2第2項及び第3項並びに第49条の3第2項及び第3項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年4月新条例第49条の2第1項又は第49条の3第1項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の高知県税条例（以下「旧条例」という。）

第49条の2第1項又は第49条の3第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

- 7 別段の定めがあるものを除き、28年4月新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 8 28年4月新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の28年4月新条例第56条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、28年4月新条例付則第13条の2の規定により読み替えられた28年4月新条例第58条第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が地方税法等改正法附則第9条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあつては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について28年4月新条例第60条第1項の規定により納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除するものとする。
- 9 28年4月新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が地方税法等改正法附則第9条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあつては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
- 10 28年4月新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、28年4月新条例付則第13条の2の規定により読み替えられた28年4月新条例第58条第3項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が地方税法等改正法附則第9条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあつては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
- 11 28年4月新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が地方税法等改正法附則第9条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあつては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

12 28年4月新条例第62条の2第2項及び第3項並びに第62条の3第2項及び第3項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年4月新条例第62条の2第1項又は第62条の3第1項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された旧条例第62条の2第1項又は第62条の3第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

（個人の事業税に関する経過措置）

- 13 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の高知県税条例第69条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に同条第1項の申請が行われる場合について適用する。（地方消費税に関する経過措置）
- 14 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の高知県税条例第70条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。（県たばこ税に関する経過措置）
- 15 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日に課した、又は課すべきであった旧条例付則第21条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 16 次の各号に掲げる期間内に、28年4月新条例第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、28年4月新条例第90条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
  - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
  - (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円
- 17 平成28年4月1日前に旧条例第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（旧条例第91条第1項第1号及び第2号に掲げる売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（28年4月新条例第8条第2項第5号に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 18 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所ごと、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第12条第4項に規定する総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成28



年5月2日までに、知事に提出しなければならない。  
 (1) 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるもの本数  
 (2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額  
 (3) 前2号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項  
 19 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。  
 20 附則第17項の規定により県たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもののほか、28年4月新条例の規定中県たばこ税に関する部分（28年4月新条例第90条の3から第91条まで、第92条の2第1項から第4項まで、第92条の3及び第93条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる28年4月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第26条第4号	法第74条の12第2項	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第7項の規定により読み替えて適用される平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の法（以下「28年新法」という。）第74条の12第2項
第92条の2第5項	法第74条の12第2項	平成27年改正法附則第12条第7項の規定により読み替えて適用される28年新法第74条の12第2項
第92条の4第1項	第92条の2第1項から第3項まで	高知県税条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第56号）附則第18項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成28年5月2日
第93条の5第1項	、申告書	、高知県税条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第56号）附則第18項の規定による申告書（以下この条において「申告書」という。）
	法第74条の12第2項	平成27年改正法附則第12条第7

		項の規定により読み替えて適用される28年新法第74条の12第2項
--	--	----------------------------------

21 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第17項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、28年4月新条例第93条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が28年4月新条例第92条の2第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第12条第8項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。  
 22 平成29年4月1日前に28年4月新条例第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（28年4月新条例第91条第1項第1号及び第2号に掲げる売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。  
 23 附則第18項から第21項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第18項	前項に	附則第22項に
	地方税法等改正法附則第12条第4項	地方税法等改正法附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第18項第2号	前項	附則第22項
附則第19項	前項	附則第23項において読み替えて準用する前項
	平成28年9月30日	平成29年10月2日

附則第20項	附則第17項	附則第22項
	前3項	同項及び附則第23項において読み替えて準用する前3項
	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。） 附則第12条第7項	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。） 附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第7項
	平成27年改正法附則第12条第7項	平成27年改正法附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第7項
	附則第18項	附則第23項において読み替えて準用する附則第18項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第21項	附則第17項	附則第22項
	地方税法等改正法附則第12条第8項	地方税法等改正法附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第8項

24 平成30年4月1日前に28年4月新条例第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

25 附則第18項から第21項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第18項	前項に	附則第24項に
	地方税法等改正法附則第12条第4項	地方税法等改正法附則第12条第12項において読み替えて準用す

		る同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第18項第2号	前項	附則第24項
附則第19項	前項	附則第25項において読み替えて準用する前項
	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第20項	附則第17項	附則第24項
	前3項	同項及び附則第25項において読み替えて準用する前3項
	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。） 附則第12条第7項	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。） 附則第12条第12項において読み替えて準用する同条第7項
	平成27年改正法附則第12条第7項	平成27年改正法附則第12条第12項において読み替えて準用する同条第7項
	附則第18項	附則第25項において読み替えて準用する附則第18項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第21項	附則第17項	附則第24項
	地方税法等改正法附則第12条第8項	地方税法等改正法附則第12条第12項において読み替えて準用する同条第8項

26 平成31年4月1日前に28年4月新条例第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数と

し、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。  
 27 附則第18項から第21項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第18項	前項に	附則第26項に
	地方税法等改正法附則第12条第4項	地方税法等改正法附則第12条第14項において読み替えて準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第18項第2号	前項	附則第26項
附則第19項	前項	附則第27項において読み替えて準用する前項
	平成28年9月30日	平成31年9月30日
附則第20項	附則第17項	附則第26項
	前3項	同項及び附則第27項において読み替えて準用する前3項
	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第7項	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第14項において読み替えて準用する同条第7項
	平成27年改正法附則第12条第7項	平成27年改正法附則第12条第14項において読み替えて準用する同条第7項
	附則第18項	附則第27項において読み替えて準用する附則第18項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第21項	附則第17項	附則第26項
	地方税法等改正法附則第12条第	地方税法等改正法附則第12条第

	8項	14項において読み替えて準用する同条第8項
--	----	-----------------------

（狩猟税に関する経過措置）

28 新条例付則第28条の2第2項の規定は、平成27年5月29日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

~~~~~  
 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第57号**

**過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「を除く」を「を除く。次条第1項において同じ」に改める。

第3条第1項中「建物」を「家屋」に改め、同項第1号中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例第3条第1項第1号の規定は、平成27年4月1日から適用する。

~~~~~  
 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第58号**

**半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例**

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「製造事業用設備」を「製造事業用設備、有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備、農林水産物等販売業用設備」に改める。

第2条第1号中「（昭和60年法律第63号）」を「（昭和60年法律第63号。以下「半島法」という。）」に改め、同条第3号中「を除く」を「を除く。次条第5号において同じ」に改め、同号を同条第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (5) 有線放送業等用設備 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（半島法第17条第2号に規定するインターネット付随サービス業をいう。）に属する事業の用に供する一の設備であつて、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産（租特法第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号に該当する設備を含むものに限る。）をいう。
- (6) 情報通信技術利用事業用設備 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が

行う次に掲げる業務に係る事業の用に供する一の設備であって、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産（租税法第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号に該当する設備を含むものに限る。）をいう。

ア 情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの

- (ア) 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務  
(イ) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

イ アに掲げる業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

- (7) 農林水産物等販売業用設備 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業の用に供する一の設備であって、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産（租税法第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号に該当する設備を含むものに限る。）をいう。

第2条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 認定産業振興促進計画 半島法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画をいう。

- (3) 計画区域 半島法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域をいう。

第3条中「半島振興対策実施地域内において製造事業用設備又は旅館業用設備（」を「半島振興対策実施地域のうち認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、製造事業用設備、有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備（当該認定産業振興促進計画に定められた半島法第17条各号に掲げる事業の用に供するものに限る。）」に、「該当するもの（」を「該当するもの（製造事業用設備、情報通信技術利用事業用設備又は旅館業用設備の新設又は増設をした者であっては、」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 製造事業用設備にあつては、半島法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から平成29年3月31日までの間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に半島法第9条の7第1項の規定に基づき当該認定産業振興促進計画に係る半島法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。以下この条において同じ。）に、製造事業用設備の新設又は増設をし、及び当該製造事業用設備を製造の事業の用に供した者

第3条第3号中「新設又は増設をした製造事業用設備等」を「製造事業用設備又は旅館業用設備にあつては、新設又は増設をした製造事業用設備又は旅館業用設備」に、「第28条の9第12項」を「第28条の9第13項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号を同条第6号とし、同条第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 有線放送業等用設備にあつては、計画期間の初日から平成29年3月31日までの間

に、有線放送業等用設備の新設又は増設をし、及び当該有線放送業等用設備を当該事業の用に供した者

- (3) 情報通信技術利用事業用設備にあつては、計画期間の初日から平成29年3月31日までの間に、情報通信技術利用事業用設備の新設又は増設をし、及び当該情報通信技術利用事業用設備を当該事業の用に供した者  
(4) 農林水産物等販売業用設備にあつては、計画期間の初日から平成29年3月31日までの間に、農林水産物等販売業用設備の新設又は増設をし、及び当該農林水産物等販売業用設備を当該事業（当該認定産業振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。）の用に供した者  
(5) 旅館業用設備にあつては、計画期間の初日から平成29年3月31日までの間に、旅館業用設備の新設又は増設をし、及び当該旅館業用設備を旅館業の用に供した者  
第3条に次の1号を加える。  
(8) 有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備又は農林水産物等販売業用設備にあつては、新設又は増設をした有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備又は農林水産物等販売業用設備の取得価額の合計額が500万円以上であった者  
第4条第1項第2号中「半島振興対策実施地域の指定の日」を「計画期間の初日」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
(経過措置)  
2 新条例の規定は、平成27年4月1日以後に新設又は増設をされる製造事業用設備、有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備について適用し、同日前に新設又は増設をされた製造事業用設備又は旅館業用設備については、なお従前の例による。

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第59号

##### 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第39条中「又は同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの」を「、同法第39条の2第1項の幼保連携型認定こども園、同法第34条の15第1項若しくは第2項の規定に基づき家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいいます。）を行う事業所等又は同法第59条の2第1項に規定する施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第60号

##### 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県介護保険財政安定化基金条例（平成12年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第61号

##### 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第53条の2」に、「第123条」を「第122条の2」に改める。

第3条第3号中「第49条、第65条、第119条及び第258条において読み替えて準用する第10条第1項、第49条、第65条、第119条、第175条及び第258条において読み替えて準用する第11条及び第33条、第49条、第65条、第175条及び第258条において読み替えて準用する第38条、第48条」を「第49条において読み替えて準用する第10条第1項、第11条、第33条及び第38条、第48条、第65条、第119条及び第258条において読み替えて準用する第53条の2第1項、第65条、第119条、第175条及び第258条において読み替えて準用する第53条の3及び第57条の5、第65条、第175条及び第258条において読み替えて準用する第57条の10」に改め、同条第7号中「（第59条、第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。）」、「（第59条、第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第146条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。））、第186条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。））、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。）及び「（第59条、第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第146条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。））、第186条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。））、第222条、第239条、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「（第59条、第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。））、第53条の3（第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第146条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。））、第186条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。））、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。）」、第

57条の5（第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第146条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。））、第186条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。））、第222条、第239条、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。））、第57条の10（第77条、第87条、第96条、第127条）に改め、同条第9号中「附則第2項から第18項まで」を「附則第2項から第19項まで」に改める。

第7条第1項中「訪問介護員等」を「訪問介護員等（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の省令（以下「平成27年旧省令」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下この款並びに第4款及び第5款において同じ。）」に改め、同条第2項中「及び指定訪問介護」を「又は指定訪問介護」に改め、同条第4項中「省令第5条第4項」を「平成27年旧省令第5条第4項」に改め、同条第6項中「高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第25号）」を「高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第25号）附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例」に改める。

第10条第1項中「について」を「について当該」に改め、同条第3項中「に掲げる」を「に規定する」に、「出力することによる」を「出力することにより」に改める。

第15条中「以下同じ」を「以下この節において同じ」に改める。

第17条中「次条において」を「以下」に改める。

第18条中「以下同じ」を「以下この節において同じ」に改める。

第27条第3項第3号中「出席等」を「出席等により、」に、「に關すること」を「を關すること」に改める。

第41条第1項中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第44条第1号中「以下同じ」を「第114条第1号において同じ」に改める。

第45条第1項中「訪問介護員等」を「訪問介護員等（平成27年旧省令第41条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）」に改める。

第48条第1項第1号中「困難であると」を「困難であると平成27年旧省令第44条第1項第1号の規定により」に改める。

第49条中「第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者」を「訪問介護員等」とあるのは「訪問介護員等（第45条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。））」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者は」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者は」に、「第21条第1項中」を「指定介護予防訪問介護事業者等の」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者等の」と、第21条第1項中に、「指定介護予防訪問介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者から支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護を提供した際は、当該基準該当介護予防訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者から支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「」に、「及び第49条において読み替えて準用する第10条から第44条まで（第17条、第22条第1項、第24条、第27条第1項及び第2項、第29条、第36条第5項及び第6項並びに第41条を除く。）」を「並びに第49条において読み替えて準用する第10条から前条まで（第17条、第22条第1項及び第24条を除く。））、次項及び次条から第40条まで（第29条並びに第36条第5項及び第6項を除く。）

並びに次款」に改める。

第2章第3節第4款中第54条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

**第53条の2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第57条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合においては、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定に基づき第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1） 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

（2） ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

**第53条の3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問

入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第53条の4** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

**第53条の5** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

**第53条の6** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要があると認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

**第53条の7** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等基準第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

**第53条の8** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

**第53条の9** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

**第53条の10** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

**第53条の11** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

**第53条の12** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

**第53条の13** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問入浴介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

第54条の次に次の2条を加える。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

**第54条の2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

**第54条の3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

（1） 正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったと認められるとき。

（2） 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第56条第1項中「管理者は、」を「管理者は、当該」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで」を「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで」に改める。

第57条の次に次の10条を加える。

（勤務体制の確保等）

**第57条の2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対して適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

**第57条の3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

**第57条の4** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第57条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

**第57条の5** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

**第57条の6** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

**第57条の7** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情への対応）

**第57条の8** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

**第57条の9** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

**第57条の10** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

**第57条の11** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第58条第2項第1号中「次条において読み替えて準用する第21条第2項」を「第53条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において読み替えて準用する第25条」を「第54条の3」に改め、同項第3号中「次条において読み替えて準用する第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第4号中「次条において読み替えて準用する第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第59条を次のように改める。

（暴力団の排除）

**第59条** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者その他当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「管理者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第65条中「第10条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第25条、第30条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで及び第41条並びに」を削り、「第54条第1項及び第59条」を「第53条の9、第54条第1項並びに第57

条の8第5項及び第6項」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第53条の2第1項、第53条の4、第53条の13第1項、第54条第2項及び第54条の2を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護を」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護従業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に」と、第50条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護（第62条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の」と、「第57条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第57条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護従業者（基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者をいう。以下同じ。）」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「基準該当指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」と、第53条の13第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護を」と、「その内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「その内容」と、第54条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第54条の2中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第53条の2から前条まで（第53条の9及び第54条第1項を除く。）及び次条から第58条まで（第57条の8第5項及び第6項を除く。）並びに次款」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第57条」と、第58条第2項第1号中「第53条の13第2項」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第53条の13第2項」と、同項第2号中「第54条の3」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第54条の3」と、同項第3号中「第57条の8第1項」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第57条の8第1項」と、同項第4号中「第57条の10第1項」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第57条の10第1項」と、第60条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護は」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護は」と、第61条中「第50条」とあるの



は「第65条において読み替えて準用する第50条」と、「前条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第67条第3項中「1名」を「1人」に改める。

第69条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改める。

第76条第2項第4号中「第21条第2項」を「第53条の13第2項」に改め、同項第5号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第6号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第7号中「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第77条を次のように改める。

（準用）

**第77条** 第53条の2、第53条の3、第53条の5から第53条の7まで、第53条の9から第53条の13まで、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の2から第57条の11まで及び第59条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第53条の2第1項、第56条第1項及び第57条の3第2項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防訪問看護の」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防訪問看護を」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「指定介護予防訪問看護に」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業所」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問看護（第66条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防訪問看護の」と、「第57条」とあるのは「第75条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等（第67条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。））」と、第53条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者」とあるのは「指定介護予防訪問看護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）の管理者」と、「当該指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「当該指定介護予防訪問看護事業所」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防訪問看護の」と、同条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第70条から第76条まで並びに第77条において読み替えて準用する第53条の2、第53条の3、第53条の5から第53条の7まで、第53条の9から第53条の13まで、第54条の2、第54条の3及び第57条の2から第57条の11まで並びに第4節第5款」と、第57条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業所」と、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

第80条第2項中「に際し」を「に際しては」に改める。

第85条中「事業所」を「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」に改める。

第86条第2項第2号中「第21条第2項」を「第53条の13第2項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第4号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第5号中「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第87条中「第10条から第15条まで、第17条から第21条まで、第23条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第56条」を「第53条の2から第53条の7まで、第53条の9から第53条の13まで、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の2か

ら第57条の5まで、第57条の7から第57条の11まで、第59条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第53条の2第1項、第53条の4及び第57条の3第2項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、及び「指定介護予防訪問看護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションを」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションに」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション（第81条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの」と、「第57条」とあるのは「第85条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等（第82条第1項に規定する理学療法士等をいう。以下同じ。））」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。））」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションを」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者等の」と、第53条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第84条から第86条まで並びに第87条において読み替えて準用する第53条の2から第53条の7まで、第53条の9から第53条の13まで、第54条の2、第54条の3、第57条の2から第57条の5まで、第57条の7から第57条の11まで及び第71条並びに第5節第5款」と、第57条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」と、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第85条」と、第71条第1項中「指定介護予防訪問看護を」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションを」と、同条第2項中「指定介護予防訪問看護の」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの」と読み替えるものとする。

第95条第2項第1号中「第21条第2項」を「第53条の13第2項」に改め、同項第2号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第3号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第4号中「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第96条中「第10条から第15条まで、第18条、第20条、第21条、第23条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第56条」を「第53条の2から第53条の7まで、第53条の10、第53条の12、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の2から第57条の5まで、第57条の7から第57条の11まで、第59条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第53条の2第1項及び第57条の3第2項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、及び「指定介護予防訪問看護事

業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導を」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導に従業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導に」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導（第90条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の」と、「第57条」とあるのは「第94条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者（指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者をいう。以下同じ。）」と、第53条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第53条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第93条から第95条まで並びに第96条において読み替えて準用する第53条の2から第53条の7まで、第53条の10、第53条の12、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の2から第57条の5まで、第57条の7から第57条の11まで及び第71条並びに第6節第5款」と、第57条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」と、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第94条」と、第71条第1項中「指定介護予防訪問看護を」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導を」と、同条第2項中「指定介護予防訪問看護の」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の」と読み替えるものとする。

第100条第1項中「第105条第3項において」を「以下」に改める。

第103条の見出し中「利用料」を「利用料等」に改め、同条第4項中「省令」を「平成27年旧省令」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

**第103条の2** 介護予防通所介護従業者は、現に指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第105条第1項中「従業者」を「介護予防通所介護従業者」に改め、同条第2項中「従業者」を「介護予防通所介護従業者」に改め、同条第3項中「の資質の向上のために、その」を「に対し、その資質の向上のための」に改める。

第108条の2第1項中「居宅介護支援事業者等」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第109条第2項第2号中「第21条第2項」を「第53条の13第2項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第4号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改める。

第110条中「以下」を「以下この条において」に改める。

第111条を次のように改める。

（準用）

**第111条** 第53条の2から第53条の11まで、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の4から第57条の9まで、第57条の11及び第59条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第53条の2第1項及び第53条の4を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防通所介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「指定介護予防通所介護に」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所介護事業所」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所介護（第99条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防通所介護の」と、「第57条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所介護従業者（第100条第1項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。第111条において読み替えて準用する第57条の4において同じ。）」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「指定介護予防通所介護事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防通所介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「指定介護予防通所介護事業者等の」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第103条から第110条まで並びに第111条において読み替えて準用する第53条の2から第53条の11まで、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4から第57条の9まで及び第57条の11並びに第7節第5款」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第116条第1項中「当該指定介護予防通所介護事業所内」を削る。

第119条中「第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条、第39条、第41条及び第56条並びに第1款、第4款（第103条第1項）」を「第53条の2から第53条の8まで、第53条の10、第53条の11、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の4から第57条の7まで、第57条の8（第5項及び第6項を除く。）、第57条の9、第57条の11及び第59条並びに第1款、第4款（第103条第1項、第108条の2第4項）」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第53条の2第1項、第53条の13第1項、第54条の2及び第103条第2項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防通所介護の」とあるのは「基準該当介護予防通所介護の」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「基準該当介護予防通所介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「基準該当介護予防通所介護に」と、「介護予防通所介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護従業者」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護（第116条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護

事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防通所介護の」と、「第57条」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護従業者（基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者をいう。以下同じ。）」と、第53条の13第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「基準該当介護予防通所介護を」と、「その内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「その内容」と、第54条の2中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防通所介護の」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第53条の2から第53条の8まで、第53条の10、第53条の11、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4から第57条の7まで、第57条の8（第5項及び第6項を除く。）、第57条の9及び第57条の11並びに第7節第4款（第103条第1項、第108条の2第4項及び第111条を除く。）及び第5款」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護従業者」と、第99条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第103条第2項中「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「平成27年旧省令第100条第4項」とあるのは「平成27年旧省令第115条において準用する平成27年旧省令第100条第4項」と、第109条第2項第1号中「第113条第2号」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第113条第2号」と、同項第2号から第4号までの規定中「第111条」とあるのは「第119条」と、同項第5号中「前条第1項」とあるのは「第119条において読み替えて準用する前条第1項」と、第112条第1項中「指定介護予防通所介護は」とあるのは「基準該当介護予防通所介護は」と、第113条中「第99条」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第99条」と、「前条」とあるのは「第119条において読み替えて準用する前条」と、第114条第3号中「次条」とあるのは「第119条において読み替えて準用する次条」と読み替えるものとする。

第121条第1項中「第129条第2号において」を「以下」に改め、同項第2号ア中「以下この号及び次項第1号」を「以下この条及び次条第1項」に改める。

第122条第1項中「利用定員」を「利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次款において同じ。）」に改める。

第2章第8節第4款中第123条の前に次の2条を加える。

（利用料等の受領）

**第122条の2** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サー

ビス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1） 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

（2） 食事の提供に要する費用

（3） おむつ代

（4） 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担にさせることが適当であると認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、省令第118条の2第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。（緊急時等の対応）

**第122条の3** 介護予防通所リハビリテーション事業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第123条第2項中「第126条」を「第126条の2」に、「第10条から第15条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第71条、第103条、第105条から第107条まで及び第110条」を「第53条の2から第53条の7まで、第53条の9から第53条の11まで、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4、第57条の5、第57条の7から第57条の11まで及び第71条」に改める。

第124条の次に次の3条を加える。

（勤務体制の確保等）

**第124条の2** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対して適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、介護予防通所リハビリテーション従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の介護予防通所リハビリテーション従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。（定員の遵守）

**第124条の3** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

**第124条の4** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第126条第2項第2号中「次条」を「第127条」に、「第21条第2項」を「第53条の13第2項」に改め、同項第3号中「次条」を「第127条」に、「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第4号中「次条」を「第127条」に、「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第5号中「次条」を「第127条」に、「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（県内産農林水産物等の使用）

**第126条の2** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

第127条を次のように改める。

（準用）

**第127条** 第53条の2から第53条の7まで、第53条の9から第53条の11まで、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4、第57条の5、第57条の7から第57条の11まで、第59条及び第71条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定（第53条の2第1項及び第53条の4を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、及び「指定介護予防訪問看護事業者」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションの」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションを」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションに」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション（第120条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションの」と、「第57条」とあるのは「第124条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者（第121条第1項に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者をいう。第127条において読み替えて準用する第57条の4において同じ。）」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業

所」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションを」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション事業者等の」と、第53条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第124条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第71条第1項中「指定介護予防訪問看護を」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションを」と、同条第2項中「指定介護予防訪問看護の」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションの」と読み替えるものとする。

第129条第6号中「みなすことができる」を「みなすことができること」に改める。

第130条第1号中「アセスメント」を「アセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）」に改める。

第133条第1項中「以下この条並びに第4款及び第161条第4項において」を「以下」に改める。

第136条第1項第2号ア中「第107条第1項」を「第124条の4第1項」に改め、同号イ中「第107条第2項」を「第124条の4第2項」に改め、同条第4項中「同項各号」を「前項各号」に改める。

第137条第1項中「に際し」を「に際しては」に改め、同条第2項中「第10条第2項から第6項まで」を「第53条の2第2項から第6項まで」に改める。

第143条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

**第143条の2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第145条第2項第2号中「第21条第2項」を「第53条の13第2項」に改め、同項第4号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第5号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第6号中「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第146条を次のように改める。

（準用）

**第146条** 第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の4から第57条の11まで、第59条、第124条の2及び第124条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第53条の3及び第53条の4を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーションを」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護に」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業所」と、「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第53条の3中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護（第132条に規定する指定介護予防短期入所生

活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護の」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。））」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業者等の」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第137条から第145条まで並びに第146条において読み替えて準用する第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4から第57条の11まで、第124条の2及び第124条の4並びに第9節第5款」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第142条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者（第133条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者をいう。第146条において読み替えて準用する第124条の2において同じ。））」と読み替えるものとする。

第157条第1項第2号ア中「第107条第1項」を「第124条の4第1項」に改め、同号イ中「第107条第2項」を「第124条の4第2項」に改め、同条第7項中「に規定する」を「に定める」に改める。

第161条第4項中「の資質の向上のために、その」を「に対し、その資質の向上のための」に改める。

第163条中「第144条から」を「第143条の2から第145条まで及び」に、「第105条の」を「第124条の2の」に、「までの規定は」を「の規定は」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第137条第1項及び第146条を除く。）中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と、第137条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。））」と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と、「第142条」とあるのは「第160条」と、第138条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護を」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を」と、第143条の2第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。））」と、第145条第2項第2号中「次条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する次条」と、同項第3号中「第140条第2項」とあるのは「第163条において読み替えて準用する第140条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する次条」と、第146条中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防短期入所生活介護を」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に」と、「指定介護予防短期入所

生活介護事業所」と、とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」と、と、「指定介護予防短期入所生活介護（第132条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。））」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。））」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者は」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は」と、「指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。））」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。））」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者等の」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者等の」と、「第137条から第145条まで並びに第146条において読み替えて準用する第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4から第57条の11まで、第124条の2及び第124条の4並びに第9節第5款」とあるのは「「第159条から第162条まで並びに第163条において読み替えて準用する第137条、第138条、第140条、第141条、第143条の2から第145条まで並びに第146条において読み替えて準用する第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4から第57条の11まで及び第124条の4並びに第9節第6款第4目」と、「第142条」とあるのは「第160条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者（第133条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者をいう。第146条において読み替えて準用する第124条の2において同じ。））」とあるのは「「介護予防短期入所生活介護従業者（第133条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者をいう。））」と読み替えるものとする。

第169条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「第237条第3項において」を「以下」に、「又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」）」を「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」）」に改める。

第170条第1項中「「介護予防短期入所生活介護従業者」」を「「基準該当介護予防短期入所生活介護従業者」」に改め、同条第5項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に、「介護予防短期入所生活介護従業者」を「基準該当介護予防短期入所生活介護従業者」に改める。

第173条第1項ただし書中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第174条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「際し、常に指定介護予防通所介護事業所等」を「際しては、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第175条中「第11条から第15条まで、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第105条、第107条、第108条及び第132条並びに」を「第53条の3から第53条の7まで、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の4から第57条の7まで、第57条の8（第5項及び第6項を除く。）、第57条の9から第57条の11まで、

第59条、第124条の2及び第124条の4並びに第1款、」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第53条の3、第53条の4、第53条の13第1項、第54条の2及び第139条第2項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーションを」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護を」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護に」と、「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあり、及び「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護従業者」と、第53条の3中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護（第169条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護の」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。））」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者等の」と、第53条の13第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護を」と、「その内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「その内容」と、第54条の2中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護の」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第174条並びに第175条において読み替えて準用する第53条の3から第53条の7まで、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4から第57条の7まで、第57条の8（第5項及び第6項を除く。）」、第57条の9から第57条の11まで、第124条の2及び第124条の4並びに第9節第4款（第139条第1項及び第146条を除く。）」及び第5款」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第142条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護従業者（第170条第1項に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下同じ。）」と、第132条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第137条第1項中「第142条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第142条」と、第139

条第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同項第3号中「省令第135条第3項第3号」とあるのは「省令第185条において準用する省令第135条第3項第3号」と、同項第4号中「省令第135条第3項第4号」とあるのは「省令第185条において準用する省令第135条第3項第4号」と、同項第5号中「省令第135条第3項第5号」とあるのは「省令第185条において準用する省令第135条第3項第5号」と、同項第7号中「指定介護予防短期入所生活介護に」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護に」と、同条第4項中「省令第135条第4項」とあるのは「省令第185条において準用する省令第135条第4項」と、第143条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第145条第2項第1号中「第148条第2号」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第148条第2号」と、同項第2号中「次条」とあるのは「第175条」と、同項第3号中「第140条第2項」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第140条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第175条」と、第147条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護は」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護は」と、第148条中「第132条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第132条」と、「前条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する前条」と、第152条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第177条第2項中「第193条第1項」を「第193条第1項及び第2項」に改める。  
 第178条第1項第1号から第3号までの規定中「有することとする」を「有すること」に改める。

第184条第2項第2号中「第21条第2項」を「第53条の13第2項」に改め、同項第4号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第5号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第6号中「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第186条中「第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第41条、第56条、第105条」を「第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の4、第57条の5、第57条の7から第57条の11まで、第59条、第124条の2」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第53条の3及び第53条の4を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護の」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーションを」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護に」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業所」と、「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第53条の3中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護（第176条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護の」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者

は」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業者等の」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第179条から第185条まで並びに第186条において読み替えて準用する第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4、第57条の5、第57条の7から第57条の11まで、第124条の2、第125条、第137条、第138条第2項及び第144条並びに第10節第5款」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第182条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者（第177条第1項に規定する介護予防短期入所療養介護従業者をいう。以下同じ。））」と、第137条第1項中「第142条」とあるのは「第182条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第196条第2項中「、ユニット型指定短期入所療養介護事業者」を「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」に改める。

第199条第4項中「の資質の向上のために、その」を「に対し、その資質の向上のために」に改める。

第201条中「第105条の2」を「第124条の2」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第179条及び第186条を除く。）中「指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」と、第179条中「指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（第196条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。））」と、「指定介護予防短期入所療養介護を」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を」と、第184条第2項第2号中「第186条」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第186条」、同項第3号中「第181条第2項」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第181条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「第186条」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第186条」と、第186条中「指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、）とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、）と、「指定介護予防短期入所療養介護の」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を」と、「指定介護予防短期入所療養介護に」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に」と、「指定介護予防短期入所療養介護事業所」と、）とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」と、）と、「指定介護予防短期入所療養介護の」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」と、「指定介護予防短期入所療養介護の」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」と、第53条の5第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護（第207条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護の」と、第55条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者（第208条第1項に規定する介護予防特定施設従業者をいう。第222条において読み替えて準用する第57条の4において同じ。））」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第211条から第221条まで並びに第222条において読み替えて準用する第53条の5、第53条の6、第54条の2から第55条まで、第57条の4から第57条の11まで、第124条の4、第126条の2及び第143条の2並びに第11節第5款」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第217条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定

ト型指定介護予防短期入所療養介護事業所（第196条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。））」と、「指定介護予防短期入所療養介護事業者等の」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者等の」と、「第179条から第185条まで並びに第186条において読み替えて準用する第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4、第57条の5、第57条の7から第57条の11まで、第124条の2、第125条、第137条、第138条第2項及び第144条並びに第10節第5款」とあるのは「「第197条から第200条まで並びに第201条において読み替えて準用する第179条、第181条、第184条、第185条並びに第186条において読み替えて準用する第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第57条の4、第57条の5、第57条の7から第57条の11まで、第125条、第137条、第138条第2項及び第144条並びに第10節第6款第4目」と、「第182条」とあるのは「第198条」と読み替えるものとする。

第211条第4項中「第10条第2項から第6項まで」を「第53条の2第2項から第6項まで」に改める。

第215条第4項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に改める。

第218条第1項中「に対し、」を「に対して」に改め、同条第4項中「の資質の向上のために、その」を「に対し、その資質の向上のために」に改める。

第221条第2項第5号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第6号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第7号中「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第222条を次のように改める。

（準用）

**第222条** 第53条の5、第53条の6、第54条の2から第56条まで、第57条の4から第57条の11まで、第59条、第124条の4、第126条の2及び第143条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第53条の5第1項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設」と、第53条の5第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護（第207条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、第55条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者（第208条第1項に規定する介護予防特定施設従業者をいう。第222条において読み替えて準用する第57条の4において同じ。））」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第211条から第221条まで並びに第222条において読み替えて準用する第53条の5、第53条の6、第54条の2から第55条まで、第57条の4から第57条の11まで、第124条の4、第126条の2及び第143条の2並びに第11節第5款」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第217条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定

施設従業者」と、第124条の4第2項中「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設」と、第143条の2第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設」と読み替えるものとする。

第235条第4項中「第10条第2項から第6項まで」を「第53条の2第2項から第6項まで」に改める。

第237条第1項中「締結しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「同号ロ」を「同条第1項第1号ロ」に改める。

第238条第2項第4号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第5号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第6号中「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第239条中「第13条、第14条、第23条、第25条、第32条から第39条まで、第41条、第55条、第56条、第107条、第108条、第110条」を「第53条の5、第53条の6、第54条の2から第56条まで、第57条の4から第57条の11まで、第59条、第124条の4、第126条の2、第143条の2」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第53条の5第1項、第57条の6及び第214条第2項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあり、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設」と、第53条の5第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（第231条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、第55条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第235条から第238条まで並びに第239条において読み替えて準用する第53条の5、第53条の6、第54条の2から第55条まで、第57条の4から第57条の11まで、第124条の4、第126条の2、第143条の2、第212条、第214条から第216条まで及び第218条から第220条まで並びに第11節第6款第5目」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第236条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者（第232条第1項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者をいう。第239条において読み替えて準用する第218条第4項において同じ。）」と、第57条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所（第235条第1項に規定する受託介護予防サービス事業所をいう。）」と、第124条の4第2項中「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設」と、第143条の2

第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設」と、第214条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス（第232条第1項に規定する基本サービスをいう。第239条において読み替えて準用する第218条第1項において同じ。）を」と、第218条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他の」とあるのは「基本サービスその他の」と、同条第4項中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第252条第2項第1号中「第21条第2項」を「第53条の13第2項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第4号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第5号中「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第253条を次のように改める。

（準用）

**第253条** 第53条の2から第53条の13まで、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の5から第57条の11まで、第59条並びに第124条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。これらの規定（第53条の2第1項、第53条の4及び第53条の13第1項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与の」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーションを」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与を」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与に」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業所」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与を（第242条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与の」と、「第57条」とあるのは「第247条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員（第243条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。第253条において読み替えて準用する第124条の2第1項において同じ。）」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）」と、「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種類等」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業者等の」と、第53条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第53条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第53条の13第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問入浴介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与を提供した際は、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を開始した日及び終了した日並びに種目及び品名、当該指定介護予防福祉用具貸与」と、第54条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次



款」とあるのは「第246条から第252条まで並びに第253条において読み替えて準用する第53条の2から第53条の13まで、第54条の2、第54条の3、第57条の5から第57条の11まで並びに第124条の2第1項及び第2項並びに第12節第5款」と、第124条の2第1項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「従業者」と、「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第258条中「第10条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第25条、第33条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで、第41条、第56条並びに第105条第1項及び第2項」を「第53条の2から第53条の8まで、第53条の10から第53条の13まで、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の5から第57条の7まで、第57条の8（第5項及び第6項を除く。）、第57条の9から第57条の11まで、第59条並びに第124条の2第1項及び第2項」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第53条の2第1項、第53条の4、第53条の13第1項及び第54条の2を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与の」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与の」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーションを」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与に」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与（第257条に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与の」と、「第57条」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第247条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員（第243条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）」と、「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者等の」と、第53条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第53条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第53条の13第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問入浴介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与を提供した際は、当該基準該当介護予防福祉用具貸与の提供を開始した日及び終了した日、種目、品名」と、第54条の2中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予

防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防訪問入浴介護の内容」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与の種目、品名」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第53条の2から第53条の8まで、第53条の10から第53条の13まで、第54条の2、第54条の3、第57条の5から第57条の7まで、第57条の8（第5項及び第6項を除く。）、第57条の9から第57条の11まで並びに第124条の2第1項及び第2項並びに第12節第4款（第246条第1項及び第253条を除く。）及び第5款」と、第124条の2第1項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「サービス利用」と、「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第242条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第245条第1項ただし書中「第250条第3項」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第250条第3項」と、第246条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同項第1号中「指定介護予防福祉用具貸与を」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与を」と、同条第5項中「指定介護予防福祉用具貸与に」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与に」と、第251条第1項中「第247条」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第247条」と、第252条第2項第1号中「次条」とあるのは「第258条」と、同項第2号中「第250条第4項」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第250条第4項」と、同項第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第258条」と、同項第6号中「第256条第1項」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第256条第1項」と、第254条第1項中「指定介護予防福祉用具貸与は」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与は」と、第255条中「第242条」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第242条」と、「前条」とあるのは「第258条において読み替えて準用する前条」と、同条第2号中「次条第1項」とあるのは「第258条において読み替えて準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

第264条第1項中「額」を「額（以下「販売費用の額」という。）」に改め、同条第2項中「受ける額」を「受ける販売費用の額」に改める。

第266条第2項第2号中「第25条」を「第54条の3」に改め、同項第3号中「第36条第1項」を「第57条の8第1項」に改め、同項第4号中「第38条第1項」を「第57条の10第1項」に改める。

第267条中「第10条から第16条まで、第18条から第20条まで、第25条、第31条、第33条から第39条まで、第41条、第56条、第105条第1項及び第2項」を「第53条の2から第53条の8まで、第53条の10から第53条の12まで、第54条の3、第56条、第57条の3、第57条の5から第57条の11まで、第59条、第124条の2第1項及び第2項」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第53条の2第1項、第53条の4及び第57条の3第2項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあり、及び「指定介護予防通所リハビリテーションを」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売を」と、「指定介護予防訪問

入浴介護事業所」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業所」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売に」と、第53条の2第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売（第259条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、「第57条」とあるのは「第267条において読み替えて準用する第247条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員（第243条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）」と、「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う指定介護予防福祉用具の種目等」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の」と、第53条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第53条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第263条から第266条まで並びに第267条において読み替えて準用する第53条の2から第53条の8まで、第53条の10から第53条の12まで、第54条の3、第57条の3、第57条の5から第57条の11まで、第124条の2第1項及び第2項、第247条から第249条まで並びに第251条並びに第13節第5款」と、第57条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」と、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第124条の2第1項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「従業者」と、「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第247条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額（第264条第1項に規定する販売費用の額をいう。第267条において読み替えて準用する第251条第2項において同じ。）」と、第248条第1項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第249条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第251条第1項中「第247条」とあるのは「第267条において読み替えて準用する第247条」と、同条第2項中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

附則第16項から第18項までの規定中「旧省令」を「平成24年旧省令」に改め、附則に次の1項を加える。

（指定事業者に関する経過措置）

19 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第237条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは、「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けた

ものとみなされた者を含む。）」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第7条及び第9条の規定は、旧指定介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「一部改正省令」という。）附則第2条に規定する旧指定介護予防訪問介護をいう。以下この項において同じ。）の事業を行う者が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして一部改正省令附則第3条第1項の規定により市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（附則第4項において「指定事業者」という。）の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第2項	指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「一部改正省令」という。）附則第3条第1項において読み替えて準用する平成27年旧省令第5条第2項の規定により市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準省令第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第1号訪問事業
第7条第6項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者

	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第25号）附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条第1項から第5項までに規定する	一部改正省令附則第3条第1項において読み替えて準用する平成27年旧省令第5条第6項の規定により市町村が定める当該第1号訪問事業の
第9条第2項	指定訪問介護事業者	第7条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第9条第1項に規定する	一部改正省令附則第3条第1項において読み替えて準用する平成27年旧省令第7条第2項の規定により市町村が定める当該第1号訪問事業の

3 新条例第45条及び第47条の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護（一部改正省令附則第2条に規定する旧基準該当介護予防訪問介護をいう。以下この項において同じ。）の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして一部改正省令附則第3条第2項の規定により市町村が定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第45条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準省令第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして介護保険法施行規則等の

		一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「一部改正省令」という。）附則第3条第2項において読み替えて準用する平成27年旧省令第41条第3項の規定により市町村が定めるものに限る。）
	指定居宅サービス等基準条例第45条第1項及び第2項に規定する	一部改正省令附則第3条第2項において読み替えて準用する平成27年旧省令第41条第3項の規定により市町村が定める当該第1号訪問事業の
第47条第2項	基準該当訪問介護の事業	第45条第3項に規定する第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第47条第1項に規定する	一部改正省令附則第3条第2項において読み替えて準用する平成27年旧省令第43条第2項の規定により市町村が定める当該第1号訪問事業の

4 新条例第100条及び第102条の規定は、旧指定介護予防通所介護（一部改正省令附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護をいう。以下この項において同じ。）の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして一部改正省令附則第5条第1項の規定により市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第100条第1項第3号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「一部改正省令」という。）附則第5条第1項において読み替えて準用する平成27年旧省令第97条第1項第3号の規定により市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の

		3 第 1 項に規定する指定事業者 (以下「指定事業者」という。)
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準省令第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第 1 号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第 1 号通所事業
第100条第 8 項	指定通所介護事業者	第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第 1 号通所事業
	旧指定居宅サービス等基準条例第 102条第 1 項から第 7 項までに規定する	一部改正省令附則第 5 条第 1 項において読み替えて準用する平成27年旧省令第97条第 8 項の規定により市町村が定める当該第 1 号通所事業の
第102条第 5 項	指定通所介護事業者	第100条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第 1 号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第 104条第 1 項から第 3 項までに規定する	一部改正省令附則第 5 条第 1 項において読み替えて準用する平成27年旧省令第99条第 5 項の規定により市町村が定める当該第 1 号通所事業の

5 新条例第116条及び第118条の規定は、旧基準該当介護予防通所介護（一部改正省令附則第 4 条に規定する旧基準該当介護予防通所介護をいう。以下この項において同じ。）の事業と法第115条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして一部改正省令附則第 5 条第 2 項の規定により市町村が定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第116条第 1 項第 3 号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準省令第106条第 1 項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第 4 号。以下「一部改正省令」という。）附則第 5 条第 2 項において読み替えて準用する平成27年旧省令第112条第 1 項第 3 号の規定により市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第 1 号通所事業
第116条第 7 項	基準該当通所介護の事業	第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業
	旧指定居宅サービス等基準条例第 135条第 1 項から第 6 項までに規定する	一部改正省令附則第 5 条第 2 項において読み替えて準用する平成27年旧省令第112条第 7 項の規定により市町村が定める当該第 1 号通所事業の
第118条第 4 項	基準該当通所介護の事業	第116条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第 137条第 1 項から第 3 項までに規定する	一部改正省令附則第 5 条第 2 項において読み替えて準用する平成27年旧省令第114条第 4 項の規定により市町村が定める当該第 1 号通所事業の

（高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

6 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「相当するものとして」を「相当するものとして省令第 5 条第 2 項の規定により」に改め、「。以下この条及び第 9 条第 2 項において同じ」を削り、「第 1 号訪問事業の」を「当該第 1 号訪問事業の」に、「この場合において」を「この場合においては」に改め、同条第 7 項中「市町村の」を「省令第 5 条第 6 項の規定により市町村が」に改める。

第 9 条第 2 項中「市町村の」を「省令第 7 条第 2 項の規定により市町村が」に改める。

第10条第 3 項中「出力することによる」を「出力することにより」に改める。

第30条第3項第3号中「居宅介護支援事業者等と」を「居宅介護支援事業者等との」に改める。

第31条中「（第35条において「運営規程」という。）」を削る。

第35条中「見やすい場所に、」を「見やすい場所に、第31条に規定する」に改める。

第45条第3項中「相当するものとして」を「相当するものとして省令第40条第3項の規定により」に改め、「。以下同じ」を削り、「市町村の」を「省令第40条第3項の規定により市町村が」に改める。

第47条第2項中「市町村の」を「省令第42条第2項の規定により市町村が」に改める。

第48条第1項第1号中「困難であると」を「困難であると省令第42条の2第1項第1号の規定により」に改める。

第49条中「第31条中」を「第35条中」に、「第35条」を「第31条」に改める。

第51条第1項中「以下この款から第4款までにおいて」を「以下」に改める。

第58条第1項中「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第61条中「と読み替える」を「と、第35条中「第31条」とあるのは「第59条」と読み替える」に改める。

第62条第1項中「（以下この款において「訪問入浴介護従業者」という。）」を削る。

第65条中「「訪問入浴介護従業者」」を「「基準該当訪問入浴介護従業者」」に、「訪問入浴介護従業者（第51条第1項に規定する訪問入浴介護従業者）」を「基準該当訪問入浴介護従業者（基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者）」に、「第50条中」を「第35条中「第31条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第59条」と、第50条中」に改める。

第67条第3項中「1名」を「1人」に改める。

第75条第2項中「に際し」を「に際しては」に改める。

第81条中「第58条第2項」を「第35条中「第31条」とあるのは「第79条」と、第58条第2項」に改める。

第91条中「第58条第2項」を「第35条中「第31条」とあるのは「第89条」と、第58条第2項」に改める。

第100条中「第58条第2項」を「第35条中「第31条」とあるのは「第98条」と、第58条第2項」に改める。

第102条第1項中「以下この款から第4款までにおいて」を「以下」に改め、同項第3号中「相当するものとして」を「相当するものとして省令第93条第1項第3号の規定により」に改め、「。以下この条及び第104条第5項において同じ」を削り、「第1号通所事業の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第5項中「その提供」を「、その提供」に改め、同条第8項中「市町村の」を「省令第93条第8項の規定により市町村が」に改める。

第104条第5項中「市町村の」を「省令第95条第5項の規定により市町村が」に改める。

第110条第1項中「従業者」を「、通所介護従業者」に改め、同条第2項中「従業者」を「通所介護従業者」に改め、同条第3項中「の資質の向上のために、その」を「に対し、その資質の向上のための」に改める。

第116条中「第58条第2項」を「第35条中「第31条」とあるのは「第109条」と、第58条第2項」に改める。

第123条第1項中「に際し」を「に際しては」に改める。

第129条第1項中「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第134条中「第35条中」を「第35条中「第31条」とあるのは「第130条」と、」に、「。第110条第3項」を「。第134条において読み替えて準用する第110条」に、「第110条第3項中」を「第110条中」に改める。

第135条第1項中「（以下この款において「通所介護従業者」という。）」を削り、同項第3号中「相当するものとして」を「相当するものとして省令第106条第1項第3号の規定により」に改め、「。以下この条及び第137条第4項において同じ」を削り、「第1号通所事業の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第7項中「市町村の」を「省令第106条第7項の規定により市町村が」に改める。

第137条第4項中「市町村の」を「省令第108条第4項の規定により市町村が」に改める。

第138条中「第10条第1項、第12条」を「第10条第1項」に、「「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定通所介護の」とあるのは「基準該当通所介護の」と、「指定訪問介護を」とあり、及び「指定通所介護を」とあるのは「基準該当通所介護を」を「指定訪問介護を」とあり、及び「指定通所介護を」とあるのは「基準該当通所介護を」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定通所介護の」とあるのは「基準該当通所介護の」」に、「とあるのは「通所介護従業者」」を「とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「基準該当通所介護従業者」」に、「「通所介護従業者（第135条第1項に規定する通所介護従業者をいう。以下同じ。））」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当通所介護の事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。））」と、「指定訪問介護を」とあるのは「基準該当通所介護を」を「「基準該当通所介護従業者（基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者をいう。以下同じ。））」に、「第58条第2項」を「第35条中「第31条」とあるのは「第138条において読み替えて準用する第109条」と、第58条第2項」に改める。

第141条の見出し中「設備に関する」を「設備の」に改める。

第144条第1項中「以下「医師等の従業者」」を「以下この条において「医師等の従業者」」に改める。

第149条中「とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、」を「とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、」に、「第105条第4項」を「第35条中「第31条」とあるのは「第146条」と、第105条第4項」に改め、「、第110条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第151条第1項中「以下この款から第5款までにおいて」を「以下」に改める。

第154条第7項中「に規定する」を「に定める」に改める。

第155条第1項中「に際し」を「に際しては」に改める。

第171条中「第35条中」を「第35条中「第31条」とあるのは「第167条」と、」に、「。第110条第3項」を「。第171条において読み替えて準用する第110条」に、「第110条第3項中」を「第110条中」に改める。

第184条中「及び第169条から」を「、第169条、第170条及び」に、「までの規定は」を「の規定は」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第155条第1項、第159条第1項及び第171条を除く。）中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所生

活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」と、第155条第1項中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護事業者（第174条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の」と、「第167条」とあるのは「第181条」と、第156条第1項中「指定短期入所生活介護を」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護を」と、第159条第1項中「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第174条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）」と、「指定短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の」と、第170条第2項第2号中「次条」とあるのは「第184条において読み替えて準用する次条」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第177条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第184条において読み替えて準用する次条」と、第171条中「指定短期入所生活介護事業者」と、とあるのは「「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」と、」とあるのは「「ユニット型指定短期入所生活介護の」と」とあるのは「「ユニット型指定短期入所生活介護の」と」と、「指定短期入所生活介護を」と」とあるのは「「ユニット型指定短期入所生活介護を」と」と、「指定短期入所生活介護に」と」とあるのは「「ユニット型指定短期入所生活介護に」と」と、「指定短期入所生活介護事業所」と、とあるのは「「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」と、」と、「指定短期入所生活介護（第150条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）」とあるのは「「ユニット型指定短期入所生活介護事業者（第174条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）」とあるのは「「ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第174条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）」と、「第167条」とあるのは「第181条」と、「短期入所生活介護従業者（第151条第1項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。第171条において読み替えて準用する第110条において同じ。）」とあるのは「「短期入所生活介護従業者（第151条第1項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。）」と、「第155条から第170条まで並びに第171条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第110条、第112条及び第113条」とあるのは「第176条から第183条まで並びに第184条において読み替えて準用する第155条、第156条、第159条、第162条から第164条まで、第166条、第169条、第170条並びに第171条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第112条及び第113条」と読み替えるものとする。

第186条第1項及び第5項中「短期入所生活介護従業者」を「基準該当短期入所生活介護従業者」に改める。

第190条中「に際し」を「に際しては」に改める。

第191条中「第35条中」を「第35条中「第31条」とあるのは「第191条において読み替えて準用する第167条」と、」に、「短期入所生活介護従業者（第186条第1項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下同じ）」を「基準該当短期入所生活介護従業者（第186条第1項に規定する基準該当短期入所生活介護従業者をいう。第191条において

読み替えて準用する第110条において同じ）」に、「第110条第3項」を「第110条」に、「短期入所生活介護従業者」を「基準該当短期入所生活介護従業者」に改める。

第194条の見出し中「設備に関する」を「設備の」に改める。

第208条中「第35条中」を「第35条中「第31条」とあるのは「第204条」と、」に、「第110条第3項」を「第110条」に改める。

第218条第4項中「の資質の向上のために、その」を「に對し、その資質の向上のための」に改める。

第220条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第195条、第198条第1項及び第208条を除く。）中「指定短期入所療養介護事業所」とあるのは「ユニット型短期入所療養介護事業所」と、「指定短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型短期入所療養介護事業者」と、第195条中「指定短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護事業者（第211条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定短期入所療養介護を」とあるのは「「ユニット型指定短期入所療養介護を」と、第198条第1項中「指定短期入所療養介護事業所」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護事業所（第211条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）」と、「指定短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護の」と、第199条第5号中「省令第148条第5号」とあるのは「省令第155条の12において準用する省令第148条第5号」と、同条第6号中「省令第148条第6号」とあるのは「省令第155条の12において準用する省令第148条第6号」と、第206条第2項中「指定短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型短期入所療養介護の」と、同項第2号中「第208条」とあるのは「第220条において読み替えて準用する第208条」と、同項第3号中「第197条第5項」とあるのは「第213条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「第208条」とあるのは「第220条において読み替えて準用する第208条」と、第208条中「指定短期入所療養介護事業者」と、とあるのは「「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」と、」と、「指定短期入所療養介護の」と」とあるのは「「ユニット型指定短期入所療養介護の」と」と、「指定短期入所療養介護を」と」とあるのは「「ユニット型指定短期入所療養介護を」と」と、「指定短期入所療養介護に」と」とあるのは「「ユニット型指定短期入所療養介護に」と」と、「指定短期入所療養介護事業所」と、とあるのは「「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」と、」と、「指定短期入所療養介護（第192条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）」とあるのは「「ユニット型指定短期入所療養介護事業者（第211条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定短期入所療養介護の事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）」とあるのは「「ユニット型指定短期入所療養介護事業所（第211条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）」と、「第204条」とあるのは「第217条」と、「短期入所療養介護従業者（第193条第1項に規定する短期入所療養介護従業者をいう。第208条において読み替えて準用する第110条において同じ。）」とあるのは「「短期入所療養介護従業者（第193条第1項に規定する短期入所療養介護従業者をいう。）」と、「第195条から第207条まで並びに第208条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条、第36条、第38

条から第42条まで、第110条、第147条、第155条、第156条第2項及び第169条」とあるのは「第212条から第219条まで並びに第220条において読み替えて準用する第195条、第198条から第200条まで、第206条、第207条並びに第208条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条、第36条、第38条から第42条まで、第147条、第155条、第156条第2項及び第169条」と読み替えるものとする。

第237条第1項中「に対し、」を「に対して」に改め、同条第4項中「の資質の向上のために、その」を「に対し、その資質の向上のための」に改める。

第241条中「第35条中」を「第35条中「第31条」とあるのは「第236条」と、」に改める。

第246条の見出し中「設備に関する」を「設備の」に改める。

第252条中「指定訪問介護を」とあり、」を「指定訪問介護を」とあり、及び」に、「第35条中」を「第35条中「第31条」とあるのは「第249条」と、」に改める。

第254条第2項中「次に」を「次の各号に」に改める。

第261条中「（第265条第1項において「運営規程」という。）」を削る。

第265条第1項中「見やすい場所に、」を「見やすい場所に、第261条に規定する」に改める。

第267条中「福祉用具専門相談員をいう」を「福祉用具専門相談員をいう。第267条において読み替えて準用する第110条第1項において同じ」に、「第110条第2項ただし書中」を「第110条第1項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、」に改める。

第269条中「福祉用具専門相談員をいう」を「福祉用具専門相談員をいう。第269条において読み替えて準用する第110条第1項において同じ」に、「第110条第2項ただし書中」を「第110条第1項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、」に、「第261条中「第265条第1項」とあるのは「第269条において読み替えて準用する第265条第1項」を「第265条第1項中「第261条」とあるのは「第269条において読み替えて準用する第261条」」に改める。

第275条第2項中「受ける額」を「受ける販売費用の額」に改める。

第280条中「第34条中」を「第34条第1項中」に、「第110条第2項ただし書中」を「第110条第1項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、」に、「第261条中「第265条第1項」とあるのは「第280条において読み替えて準用する第265条第1項」と、同条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」を「第261条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額（第275条第1項に規定する販売費用の額をいう。第280条において読み替えて準用する第265条第2項において同じ。））」に、「と読み替える」を「と、第265条第1項中「第261条」とあるのは「第280条において読み替えて準用する第261条」と、同条第2項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替える」に改める。



高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第62号

##### 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。